

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、別に備える入札公告、設計図書、この入札心得及び現場等必要事項を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金は免除とする。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに、指
定の方法により届け出なければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。

ただし、入札書に記載する金額は、消費税を含まない金額とする。

3 前項の入札書が、所定の入札日時までに到達しないときは、当該入札はなかったものとする。

4 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第3条の3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の4 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査（以下「経審」という。）結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行為をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、代表者は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当するときは、その者の入札を無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき

(2) 同一人が2通以上の入札をしたとき

- (3) 入札参加者が協定して入札したとき
- (4) 入札参加者が定刻までに入札書を提出しなかったとき
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札をしたとき
- (6) 記名、押印のない入札をしたとき
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札したとき
(開札)

第6条 開札は公告で指定した日に行い、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
 - (2) 低入札価格調査によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
 - (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）
 - (4) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項第3号又は第4号に該当する入札を行った者は、代表者の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、再度の入札は原則として2回を限度とする。

2 代理人が入札する場合には委任状を提出すること。

(契約保証金の納付)

第9条 (A) 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、(5)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を代表者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、代表者が
確実と認める金融機関又は保証事業を行う事業者の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。
- (1) 契約金額が100万円未満であり、かつ契約人が契約を確実に履行するものと代表者が認めたとき。
- (2) 当初の契約金額が100万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと代表者が認めたとき。
- 3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により、落札者が同項(2)、(3)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項(4)、(5)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 第10条(B) 落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、代表者は、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。
- (契約の締結)
- 第11条 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、分離発注方式での工事となる為、他の工種が落札されなかった場合には契約時期について協議できるものとし、着工までに相当の遅れが見込まれる場合には落札者は契約を解除できる。
- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の報告を代表者にしなければならない。ただし、必要がないと代表者が認めたときは、この限りでない。
- 3 契約に要する経費は契約人の負担とする。
- (工事等の着手)
- 第12条 契約人は、契約（本契約）締結後7日以内に、工事等に着手しなければならない。ただし、公告時の仕様書等に特に定めがある場合にはそれに従う。
- (技術者の配置等)
- 第13条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。
- 2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で代表者に報告しなければならない。
- (前払金の額)
- 第14条 請負代金の3割以内の額とする。
- (前払金の請求)

第15条 前払金を請求しようとするときは、発注者が承認する金融機関、保険会社又は保証会社による前払金返還保証を付し、その保証証書を提出しなければならない。